

議案第 6 3 号

市長の退職手当の特例に関する条例制定について

市長の退職手当の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 7 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

市長の退職手当の特例に関する条例

平成28年10月1日から平成32年7月24日までの間において市長の職を退職（任期満了、辞職、失職、解職、死亡等をいう。）した者に対する退職手当については、境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）第5条の4の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行し、同日において市長の職に在職する者に適用する。

議案第 6 4 号

境港市議会において議決すべき事件を定める条例の一部を改正する
条例制定について

境港市議会において議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 7 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市議会において議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

境港市議会において議決すべき事件を定める条例（平成21年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- （3）本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は廃止すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 境港市議会において議決すべき事件の基準の整備

「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）」による「地方自治法」の一部改正に伴い、各市町村の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の法的な策定義務がなくなったが、基本構想は、本市の各種行政計画の最上位計画であり、市政運営の指針とまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、策定に当たっては引き続き市議会の議決を得ることとし、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、条例で規定する議決事件に追加する。

2 施行期日

公布の日

(参 考)

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)

（省 略）

(15)

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

議案第 6 5 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 7 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」を「)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項」に、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に、「掲げる期間」を「掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」に改め、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項」を「第98条第1項」に、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項」を「第98条第1項」に、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」を「次項及び第4項」に改め、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎とな

る期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「受けたこと」を「受けたこと。次項第2号において同じ。」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

（1）救急用のもの

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1）法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2）法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3）法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない

い。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(軽自動車税の課税免除)

第81条の9 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 商品であって使用しない軽自動車等

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

3輪のもの 年額3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの 営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

貨物用のもの 営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額3,600円」を

「(ア)2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円

(イ) 3輪のもの 年額3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの 営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

(ii) 貨物用のもの 営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

(iii) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円」

に改め、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額2,400円

その他のもの 年額5,900円」を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円

(イ) その他のもの 年額5,900円」

に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「専用するものと認める」を「専用する」に、「軽自動車等」を「軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「減免することができる」を「減免する」に改め、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」を「掲げる軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「減免することができる」を「減免する」に改め、同項第1号中「運転するもののうち、市長が必要と認めるもの」を「運転するもの」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

(境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市税条例の一部を改正する条例(昭和38年境港市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第8項を第13項とし、第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、鳥取県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割の非課税の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 市長は、当分の間、第81条の9の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、鳥取県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として鳥取県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第446条第1項第

3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の4第3項第4号、附則第17条第3項第4号、附則第18条第5項第4号、附則第19条第2項第4号並びに附則第19条の3第2項第4号中「附則第5条の3」を「附則第5条の4」に改める。

附則第19条の6を附則第19条の7とし、附則第19条の5を附則第19条の6とする。

附則第19条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第19条の4第1項」を「附則第19条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第19条の4第1項」を「附則第19条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第19条の4第1項」を「附則第19条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第5条の3」を「附則第5条の4」に、「附則第19条の4第1項」を「附則第19条の5第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税

条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項後段」に、「合計額」と「第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第19条の4第4項」と」を「合計額」と」に改め、同項第3号中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第5条の3」を「附則第5条の4」に、「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の5第3項前段」に改め、同条を附則第19条の5とし、附則第19条の3の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- （1）第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- （2）第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得

割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

第3条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成26年境港市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「新条例第82条及び新一部改正条例第16条」を「市税条例第82条及び附則第16条」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条例の」に改め、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	境港市税条例等の一部を改正する条例（平成26年境港市条例第14号。以下この条において「平成26

		年改正条例」という。) 附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(i)の項	第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(ii)の項	第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第4条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成27年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項」を「第98条第1項」に、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。）第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「昭和38年改正条例」という。）附則第19条の6を附則第19条の7とし、附則第19条の5を附則第19条の6とする改正規定、附則第19条の4の改正

規定（「附則第5条の3」を「附則第5条の4」に改める部分を除く。）、同条を附則第19条の5とし、附則第19条の3の次に1条を加える改正規定並びに境港市税条例等の一部を改正する条例（平成27年境港市条例第20号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項」を「第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第1項、第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日

(2) 市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「）、第53条の7、第67条」を「）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項」に改める部分、同条例第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条例第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに昭和38年改正条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに境港市税条例等の一部を改正する条例（平成26年境港市条例第14号）の規定並びに平成27年改正条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 昭和38年改正条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 第2条の規定による改正後の一部改正条例（以下「新一部改正条例」という。）附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

5 新一部改正条例附則第19条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後

後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新一部改正条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新一部改正条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新一部改正条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新一部改正条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新一部改正条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例及び新一部改正条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例及び新一部改正条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 延滞金の計算期間等の見直し（第19条、第43条、第48条、第50条関係）
地方税法の一部改正により、延滞金の計算期間等の見直しが行われたことによる
所要の改正
- 2 法人市民税の法人税割の税率の改正（第34条の4関係）
[現行] [改正後]
法人税割 100分の12.1 → 100分の8.4
- 3 軽自動車税の見直し（第18条の3、第80条から第83条まで、第85条、第87条から
第91条まで、附則第15条の2から第16条まで、境港市税条例等の一部を改正する条
例（平成26年境港市条例第14号）附則第5条関係）
 - (1) 環境性能割の導入
自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車税に環境性能割が導入され、また、同時
に現行の軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴う所要の改正
 - (2) グリーン化特例の期間延長
軽自動車税のグリーン化特例の期間延長に伴う所要の改正
- 4 医療費控除の特例（法附則第4条の4第3項及び第4項）（附則第6条関係）
新たな医療費控除の特例の創設に伴う所要の改正
- 5 固定資産税における「わがまち特例」の規定（附則第10条の2関係）
再生可能エネルギー発電設備に係る税率の減額措置について、地方税法の定める
範囲内で特例割合を規定
太陽光および風力発電設備 税額の3分の1を減額
水力、地熱及びバイオマス発電設備 税額の2分の1を減額
- 6 法令に基づく所要の改正（附則第19条の4関係）
外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等を有
するものに対し、その額に係る所得を分離課税することについての規定の整備

7 施行期日

1 及び 6 については、平成29年 1 月 1 日

2 及び 3 については、平成29年 4 月 1 日

4 については、平成30年 1 月 1 日

5 については、公布の日

議案第 66 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 9 月 7 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の境港市国民健康保険税条例附則第11項及び第12項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 法令による課税方法の見直しに伴う規定の整理（附則第11項及び第12項関係）
個人市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるための所要の改正

- 2 施行期日
平成29年1月1日

議案第 67 号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 9 月 7 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成 9 年境港市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号中「、特定公共賃貸住宅」を「、特定公共賃貸住宅、準特定公共賃貸住宅」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 準特定公共賃貸住宅 特定公共賃貸住宅について、その用途廃止を行った後、引き続き市が賃貸する住宅をいう。

第 4 条第 1 項中「法第 22 条第 1 項又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）第 27 条第 1 項の規定による」を「市営住宅の」に改める。

第 5 条中「公営住宅」を「市営住宅」に改める。

第 12 条第 1 項中「、公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）第 10 条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。」を「、市長の承認を得なければならない。」に改める。

第 13 条第 1 項中「、公営住宅法施行規則第 11 条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。」を「、市長の承認を得なければならない。」に改め、同条第 3 項中「公営住宅法施行規則」を「公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）」に改める。

第 14 条中「算出した額」を「算出した額（準特定公共賃貸住宅にあつては、同条の規定に準じて算出した額）」に改める。

第 40 条第 2 項第 1 号中「特定優良賃貸住宅法施行規則」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5 年建設省令第 16 号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）」に改める。

別表第 1 第 1 項中

「

上道団地	〃 11	境港市上道町 3563 番地	中耐 4 階	29 戸
上道団地	〃 13	境港市上道町 3565 番地	〃	35 戸

」を

「

上道団地	〃 11	境港市上道町 3563 番地	中耐 4 階	24 戸
上道団地	〃 13	境港市上道町 3565 番地	〃	28 戸

」に

改める。

同表第 2 項中「特定公共賃貸住宅」を「特定公共賃貸住宅・準特定公共賃貸住宅」に改め、同表同項第 1 号中

「

上道団地	平成 11	境港市上道町 3563 番地	中耐 4 階	3 戸
上道団地	〃 13	境港市上道町 3565 番地	〃	3 戸

」を

「

上道団地	平成 11	境港市上道町 3563 番地	中耐 4 階	8 戸
上道団地	〃 13	境港市上道町 3565 番地	〃	8 戸

」に

改め、同表同項第 2 号中

「

上道団地	平成 13	境港市上道町 3565 番地	中耐 4 階	2 戸
------	-------	----------------	--------	-----

」を

「

上道団地	平成 13	境港市上道町 3565 番地	中耐 4 階	4 戸
------	-------	----------------	--------	-----

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 準特定公共賃貸住宅を定義することに伴う整理（第2条関係）

特定公共賃貸住宅について、用途廃止を行った後も引き続き市が賃貸する住宅を新たに「準特定公共賃貸住宅」と定義し、公営住宅に準じた運用とするものの設置数においては、特定公共賃貸住宅と合わせて管理することとしたことに伴う所要の整理を行う。

公営住宅

名 称	建設年度	戸 数	
		現 行	改 正 後
上道団地	平成 11 年度	29 戸	24 戸
上道団地	平成 13 年度	35 戸	28 戸

特定公共賃貸住宅・準特定公共賃貸住宅

名 称	建設年度	戸 数	
		現 行	改 正 後
上道団地（同居親族が必要）	平成 11 年度	3 戸	8 戸
上道団地（同居親族が必要）	平成 13 年度	3 戸	8 戸
上道団地	平成 13 年度	2 戸	4 戸

2 施行期日

平成 28 年 10 月 1 日